

## 4、うるま市訪問介護相当サービス・うるま市通所介護相当サービス

### 1 事業者の指定

- 1) 平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業者  
平成27年4月1日に総合事業（現行相当サービス）の指定を受けたものとみなされています。指定の有効期間は、平成30年3月31日までです。

※みなし指定は、全市町村に効力が及びます。

平成27年から4月1日から介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者

平成27年4月以降に指定された事業者については、みなし指定の対象になりません。

#### ★サービスコード

	市内事業者	市外事業者
うるま市訪問介護相当サービス	A1	A1
うるま市通所介護相当サービス	A5	A5

### 2 サービスの基準

人員、設備、運営の基準については、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様の基準とします。また、同一の事業所において要支援者等と要介護者とを一体的にサービスを提供する場合、現行と同様に、要支援者等と要介護者を合わせた数で基準を満たす必要があります

### 3 単 価

基本は算定単価が1月あたりの包括報酬を用います。また、加算・減額については、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様です。

**※注意点！** 国保連合会に請求する流れは変わりませんが、サービスコードが変更になります。

平成28年3月以降に認定の更新認定、新規認定により要支援認定が事業対象者の判定のいずれかを受け、総合事業に移行した方の訪問介護・通所介護のみ総合事業のサービスコードで請求してください。移行期間中は、予防給付と総合事業の方が混在しますのでご注意ください。

担当のケアマネジャー・プランナーより交付されるケアプランおよび提供票を確認してください。

#### 1) うるま市訪問介護相当サービスの基本報酬

サービス内容略称	対象	回数等	算定単位
訪問型サービスⅠ	事業対象者/要支援1・2	週1回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 1,168単位
訪問型サービスⅡ	事業対象者/要支援1・2	週2回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 2,335単位
訪問型サービスⅢ	事業対象者/要支援2	週2回を超える程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 3,704単位

## 2) うるま市通所介護相当サービスの基本報酬

サービス内容略称	対象	回数等	算定単位
通所型サービスⅠ	事業対象者/要支援1	週1回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 1,647単位
通所型サービスⅡ	事業対象者/要支援2	週2回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 3,377単位

※注意点！ 事業対象者は、ケアマネジメントにより訪問型サービスⅠ・Ⅱ・Ⅲ、通所型サービスⅠ・Ⅱを選択していきます。

## 4 利用者負担

介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上所得者は2割）と同じとします。

また、給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護（介護予防）サービス費相当事業等を実施します。

なお、保険料を滞納している方が介護保険サービスを受けた時にとられる給付制限と同様の措置とします。

## 5 利用限度額

指定事業者のサービスを利用する場合のみ、給付管理を行います。

要支援認定を受けた方が総合事業を利用する場合には、現在適応されている予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と総合事業を一体的に給付管理します。事業対象者と判断された方については、予防給付の要支援1の利用額と同じとします。

対象	支給限度額
事業対象者	5003 単位
要支援1	5003 単位
要支援2	10473 単位

### 【事業対象者の「一時的な」区分支給限度額の変更について】

利用者の状態（退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながるケースなど）によっては、一時的な支給限度額変更ができるものとし、10473単位を超えない単位とします。

一時的に支給限度額変更が必要な場合については、担当ケアマネージャーおよび担当プランナーにてうるま市地域包括支援センターへ相談を行い、以下の書類を提出してください。

- <提出書類>
- ①事業対象者における一時的な区分支給限度額変更申請書（別紙）
  - ②介護予防サービス支援計画書
  - ③サービス担当者会議の要点

## 6 実績報告書

平成28年3月実績報告より総合事業に移行した方は、総合事業のサービス名、サービスコードでの報告になります。総合事業のサービスコードを追加した実績報告書をうるま市ホームページに掲載します。（※平成28年3月掲載予定）